

資料1

研究計画・研究資金検討分科会委員の評価小分科会における役割と 第1回評価小分科会での確認事項

大型研究計画評価小分科会(第1回)

議題(全小分科会共通)

- 1) 役員の選任について
- 2) 利益相反について考え方の確認
- 3) 評価小分科会における審議事項等
- 4) 取りまとめの審議の方法の決定
- 5) 今後のスケジュールについて
- 6) その他

0) 研究計画・研究資金検討分科会委員(以下「本分科会」と呼ぶ)の評価小分科会における役割

資料2「マスタープラン 2020 策定に関わる利益相反排除の方針」の3)に記したように、

- ・ “本分科会委員は、評価小分科会における提案の評価・審査には参画しない。”、
- ・ 評価小分科会の役目を正しく伝えることと評価小分科会の体制や審査が公平かつ透明性を持って実施されていることを確認することが主たる役目である。

1) 役員の選任について(委員長、副委員長、幹事)

2) 利益相反について考え方の確認

2-1) 守秘義務と評価の非公開審議について

本策定作業に関わる本分科会委員、各評価小分科会委員、日本学術会議事務局関係者には、提案内容及び評価の結果について守秘義務が課せられる。また、本分科会及び評価小分科会における評価に関する審議は非公開とする。

2-2) 利益相反排除の説明

資料2「マスタープラン 2020 策定に関わる利益相反排除の方針」に従い、下記について確認を行う。

- 1) 学術大型研究計画の公募に際して、本分科会委員は提案者になることはできない。
- 2) 学術大型研究計画の策定に際して、提案者は評価小分科会委員になることを妨げないが、評価小分科会における当該提案については評価しない。
- 3) 提案者はその提案を評価・審査する評価小分科会の委員長になることはできない。
- 4) 本分科会委員は、評価小分科会における提案の評価・審査には参画しない。

資料1

- 5) 評価小分科会委員及び重点大型研究計画審査小委員会委員は、自らが密接に関わっている提案、あるいは、提案者または実施主体と利害関係を有する提案については、評価・審査に参画しない。なお、利害関係者については、科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規定(平成30年10月3日改正)第8条「評価に関する利害関係の排除の取り扱い」(下記山行を参照)に準拠するものとし、利益相反の有無について、下記8)においてその他の状況も勘案し確認を行うこととする。
- 6) 重点大型研究計画の選定に際して、提案者は重点大型研究計画審査小委員会委員になることはできない。
- 7) 評価小分科会委員長及びその代理は、重点大型研究計画審査小委員会において、該当する評価小分科会からの提案については評価を行わない。
- 8) 評価小分科会委員の利益相反の有無については、各評価小分科会で、重点大型研究計画審査小委員会委員の利益相反の有無については、本分科会において確認する。

(参考) 科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規定

(平成30年10月3日改正)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

一 科学研究費、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金(帰国発展研究)の場合

- (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者又は研究分担者である場合は、評価に加わらないこととする。
- (2) 評価者等が、研究課題の研究代表者又は研究分担者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 緊密な共同研究を行う関係
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究會メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - ③ 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)
 - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

3) 評価小分科会における審議事項等

3-1) 評価・審査すべき対象と方法について

方法の具体は、資料3「学術大型研究計画策定における審査と評価プロセスについて」(以下文書1と呼ぶ)に従う。

3-1-1) 評価小分科会における委員による評価

a) 区分Iの評価

- i) 大型研究計画区分I(重点大型の継続を除く)で「主」に指定された課題

評価小分科会委員は、文書1のP. 3~4の「1.学術大型研究計画((主)の分野(部)での評価の場合)」に従い、6項目の項目評価(3段

資料1

階絶対評価)と総合評価(6段階相対評価)を行う。なお、融合領域においては、選択された領域における評価(下記 iii)を受けて、融合領域の評価小分科会委員は上記の評価を行う。資料4「評価小分科会と委員の役割(主領域)」も参照のこと。

- ii) 大型研究計画区分 I で「副」に指定された課題の評価
評価小分科会委員は、文書 1 の P. 5 の「1.学術大型研究計画(区分 I・学術研究領域で融合領域(コード 32)を選択した提案を除く) ((副)の分野(部)での評価」に従い、6項目の項目評価(3段階絶対評価)と総合評価(3段階絶対評価)を行う。
なお、「副」での評価を依頼するかどうかは「主」に指定された第1回目の評価小分科会で確認を行い決定することとする。また「副」での評価は、「主」に指定された評価小分科会が、事務局から送付されるその小分科会委員の評価結果の取りまとめを審議・調整する小分科会で、小分科会の結果を決定する際の参考にすることとする。
 - iii) 大型研究計画区分 I の融合領域の提案で、「学術研究領域」として指定された評価小分科会における評価
評価小分科会委員は、文書 1 の P.5～6「学術大型研究計画(区分 I) (学術研究領域で融合領域(コード 32)を選択した提案)において、学術研究領域として指定された評価小分科会の評価の場合)に従い、6項目の項目評価(3段階絶対評価)と総合評価(3段階絶対評価)を行う。(i) に述べたように、この評価を基に融合領域評価小分科会で委員が評価を行う)。
- b) 重点大型研究計画継続の審査
審査は領域の評価小分科会委員が資料5「重点大型研究計画の継続認定条件の具体的チェックについて」に従って実施する。継続認定を求める重点大型研究計画において「主」と「副」がある場合は、「主」だけで行うこととする。融合領域の場合は、選択された3つ以内の領域の評価小分科会ではなく、融合領域評価小分科会でチェックを行うこととする。
なお、重点大型研究計画の継続認定条件の「主」評価小分科会委員の審査結果は区分 I よりも締め切りを早め、その結果を事務局において集計し、「主」評価小分科会にその結果を送付する。「主」評価小分科会はその結果を基に条件を満たしているか否かについて審議を行う。その結果(必要あればヒアリング等をして)条件を満たしていないと判断された場合は、区分 I として審査を行うこととする(「主」、「副」双方の評価小分科会委員により、また融合の場合は選択された分野評価小分科会委員により、他の区分 I 課題と同様の評価・審査を行う)。

資料1

c) 大型研究計画区分Ⅱのチェック

チェックは領域の評価小分科会委員が資料6「区分Ⅱ研究計画の承認の具体的チェックについて」に従って実施する。なお、「主」と「副」がある場合は、「主」だけで行うこととし、融合領域の場合は、選択された3つ以内の領域の評価小分科会ではなく、融合領域評価小分科会でチェックを行うこととする。

3-1-2) 評価方式

評価方式は上記 a) の i) と ii), iii) の区分毎に異なることを文書1を参照して確認。また重点継続と区分Ⅱのチェックについても、上記 b) および c) とそこで引用されている資料5および資料6を参照。

区分Ⅰの評価における、6項目の項目評価(3段階絶対評価)と総合評価(6段階相対評価または3段階絶対評価)との関係については、統一して以下のように説明することとする。「項目評価は計画の学術的価値をもっとも重要な項目とするが、分野により i) ~ vi) の相対的重要性が異なることから、各評価小分科会においては評価の前に、各項目の扱い(相対的に重要と見るか否か等)とともに総合評価への反映の仕方を取り決めておくこととする。

4) 取りまとめの審議の方法の決定

4-1) 評価小分科会による評価結果の作成

評価小分科会は、担当領域の評価小委員会委員の総合評価の平均点にもとづき、当該分野(部)の応募提案について、順位を付けた評価結果を作成する。なお、同一平均点の提案については評価小分科会の判断で順位付けを行うこととする。また、理由を付して提案の順位を入れ替えることができる。

本分科会はこの評価結果を基に、分野ごとにあらかじめ決めたヒアリング数を目処にヒアリング課題を選定する。マスタープラン2020の重点大型研究計画はヒアリングを経て本分科会が決定する。なお、新規の重点大型研究計画として10-20件程度の選定を予想している(「第24期学術の大型施設計画・大規模研究計画に関するマスタープラン策定の方針」のP.5を参照)

(参考) 評価小分科会委員による評価・審査結果に基づく評価小分科会の評価の取りまとめ方法の例

<過去の取りまとめ方法の一例を参考までに示す>

評価・審査結果のとりまとめ等の審議の方法について、評価小分科会の会議を開催する必要があるかどうかについての判断を委員長に委ね、開催の必要はないと判断した場合は上記の点についての決定を委員長に一任し、開催に必要があると判断した場合は、第2回の会議を開催することとした。

また、小分科会の会議を開催しない場合、第1回会議の議事要旨の確認は、事前に委員にメールで案を提示した上で、委員長に一任することとした。なお、委員長は、これらの判断・決定を行うにあたり、副委員長および両幹事とあらかじめ協議することを確認した。

資料1

4-2) 予算に関わること

学会会議の予算の逼迫の関係から、配分方針に従い、立ち上げの小分科会
は対面及び遠隔で行うこととし、それ以後はメールを用いて審議を行うことを原
則とする。また、できる限り分野別委員会・分科会との同日開催をお願いした
い。どうしても2回以上の対面の小分科会開催が必要という場合は、本分科会
委員長及び事務局に相談のこと。

5) 今後のスケジュールについて

4月中下旬・評価小分科会の立ち上げ

- ・評価小分科会委員へ応募書類の送付

5月17日(金)

- ・融合領域において選択された分野評価小分科会委員の審査の締め切
り。審査結果は事務局へ送付。その結果は事務局より融合領域評価小
委員会委員へ送付。
- ・重点大型研究計画の継続についての「主」評価小分科会委員の審査
の締め切り。その結果は事務局より「主」評価小分科会に送付され、小
分科会はその情報を基に継続の認否を審議し、否の場合は区分Ⅰとし
て評価・審査を行う(「主」、「副」双方で、融合の場合は選択された分野
評価小分科会委員で、他の区分Ⅰ課題と同様の評価・審査を行う)。

6月17日(月)

評価小分科会委員から事務局への当該分野(部)の評価結果(区分Ⅰ
は評価、区分Ⅱはチェック)の送付締切。取りまとめ後に各評価小分科
会に結果の送付。

7月8日(月)

評価小分科会より事務局への当該分野(部)の評価結果の送付締切。

7月中下旬・本分科会において学術大型研究計画(案)を策定。

- ・本分科会において重点大型研究計画のヒアリング課題の選定。

9月14日(土)-15日(日)-16日(月・祝) ヒアリング

6) 小分科会における質問等について

質問には適宜答え、即答できないもの、本分科会と相談した方が良いと判断する
質問については保留し、後日メール等で回答することとする。